

「歌を好み給ふ」 検非違使の別当、源俊実

藏 中 さ や か

Minamoto-no-Toshizane Who was a Police and Judicial Chief, Described as ‘Loved Waka Poems’.

KURANAKA Sayaka

## 要 旨

本稿は、『恵慶集』の一本に記された断章的な歌がたりを発端に、武官として生涯を終えた源俊実(1046～1119)の官歴を確認の上、俊実の歌合出詠等の和歌事績を集成し、当該『恵慶集』記載本文を考証したものである。俊実は、検非違使の別当、また大納言として、政治的活動が伝わり、その和歌は『金葉和歌集』以下の勅撰集に3首入集する。本稿が対象とする本文は和歌3首と詞書分、行数わずかに31行分の独自本文で、俊実にまつわる歌話となっている。熊本守雄『恵慶集 校本と研究』(桜楓社 1978年)、『新編私家集大成』(古典ライブラリー Web版)の『恵慶集』解題に全文が載るが、これまで特に論じられていない。前半は俊実が少将であった時、後半は検非違使の別当であった時のことを記す。なお3首のうち1首は『後拾遺和歌集』雑三巻軸歌の上東門院中将の作であり、同集詞書とは異なる詠作事情を示すことからこの点にも考察を加えた。

詞書中に「歌を好み給ふ」と記される俊実は、当意即妙に女に歌を詠み、盗人の歌才により罪を免ずる別当として描かれる。俊実の一面を活写した歌物語的な詞書からは、残された歌数は多くはないが公卿として堀河天皇歌壇に列した俊実の姿が浮かび上がる。

**キーワード：**源俊実、『後拾遺和歌集』、上東門院中将、『恵慶集』

## Abstract

Given the literarily fragmented Japanese poetries described in 'Egyoushu', this manuscript collected the achievements of waka poem by Minamoto-no-Toshizane (1046-1119), who lived out as his life as a military officer, and the collection includes waka poems written at the Uta-awase. Also, this study ascertained his official history, and investigated the part of 'Egyoushu'.

Political activities of Toshizane, as a political and judicial chief or a chief councillor of state, was conveyed, and 3 pieces of corresponding waka poems was collected in 'Kinyou-wakasyu', 'Senzai-wakasyu' and 'Shintyokusen-wakasyu', one by one.

The main documents highlighted in this study are 3 pieces of waka poems and lyrics, being comprised of only 31 lines, have never been discussed, while all documents were shown in "Text and study on 'Egyoushu'" (by Morio Kumamoto, Oufuusya, 1978) and a commentary on 'Egyoushu' by 'Shikasyu-taisei'.

This part has the extraordinarily unique content and the poetry story about Toshizane. The documents deals with the period during Toshizane was a young officer and a political and judicial chief, in the former and the latter part of it, respectively.

Meanwhile, one of those 3 pieces was shown in 'Goshui-wakasyu' as the last waka poem of a volume 'Zou 3', which was written by Joutoumonin-no-tyujou, and the author added some discussion because that exhibits distinct situations of writing poems from those of the lyrics.

Toshizane, portrayed as the man who loved waka poems in the lyrics, was described as a political and judicial chief who wrote the love waka poems with readiness of wit and declared a thief not guilty because he wrote remarkable waka poems.

The lyrics, which described vividly an aspect of Toshizane, highlighted his appearance that he joined the poem circles of Emperor Horikawa although he only wrote a few waka poems.

**Keywords:** Minamoto-no-Toshizane, 'Goshui-wakasyu', Joutoumonin-no-tyujou, 'Egyoushu'

## 「歌を好み給ふ」 檢非違使の別当、源俊実

### 藏 中 さ や か

#### はじめに

本稿は、『惠慶集』の一本に記された本文を発端に、武官として生涯を終えた一公卿源俊実の歌合出詠等の和歌事績を集成し、当該の『惠慶集』記載本文を考証、読解するものである。

俊実は、永承元年（一〇四六）生まれ、没年は元永二年（一一一九）、檢非違使の別当として、また大納言として、古記録類に政治的活動が多く残される人物である。勅撰集には三首入集するに過ぎない。

その俊実の名を含む歌集本文が、関西大学岩崎美隆文庫本『惠慶集』巻末に存する。元は別の歌集の一部であったかとおぼしき当該部分は和歌三首と詞書分、行数にしてわずかに三二行分であるが、他には見えない独自本文である。その本文は熊本守雄『惠慶集 校本と研究』（桜楓社 一九七八年）が「他本からの混入でもあろうか」として紹介し、『私家集大成』の同集解題（熊本氏執筆）にも全文が載るが、これまで特に論じられてはいない。その理由には、当該部分は惠慶（生没年未詳、天徳二〜三年（九五八〜九）頃から、正暦元年（九九〇）頃まで活躍）との接点を確認できない本文が混入したものと考えられ惠慶研究の側から

は顧みられなかったことや、そもそも当該本自体の系統上の位置づけが明確でなかったことが挙げられよう。

現時点において、三二行分が『惠慶集』巻末に混入した理由や過程は不明である。が、稿者は当該『惠慶集』が中世に存在した私家集コレクシヨンの流れを汲む一本として信頼できる本文をもつと考えている<sup>(1)</sup>。よって同集に含まれる当該部分もまた不審な混入本文として退けることなく、以下、考察の対象としたい。

当該部分は『惠慶集』末尾の百首歌部分に続いて二首の増補歌が配された後に記される。この二首については金沢市立中村記念美術館本には見えず「他本からの増補歌」という見解も示され、集末尾には他書の記載が書き付けられ本文化する現象があったと考えられる。この二首に連続して記される当該部分は、和歌以外を二字下がりの詞書として記す。和歌と詞書それぞれの書き始めと字高はここまでの本文と変わるところがない。当該部分の前には空行もなく、既に当該本の親本以前の段階で記されていたものと考えられる。書写者は一続きの本文として当該部分を特に区別することなく書写したのであろう。末尾は四行分の空白を残し改丁し、次丁に奥書が記される<sup>(3)</sup>。

当該本文は次の通りである。改行位置と漢字仮名の別は『惠慶集 校本と研究』で、また漢字仮名の別は『私家集大成』同集解題に掲載される本文で確認できることから、ここでは鑑賞本文の形に整え、丁切れを』で示し掲げる。

〔惠慶集〕末尾六行分に続き〕

ある少将の女をおもひけるほどに、たえにければ、女、少将のもとへ文やりけり、使ひもて違へて、俊実の前の大納言の少将にてありける折り、そこへもて行きたりければ、とらせて見けるに、艶なる紙にをかしげなる手にてかく書きたり

おもひやれとふ人もなき山里のかけひの水の心ほそさを

おもひまはせども、おこすべき人もおぼえざりければ、ただにあら

むやはとて、をしあてに

たえだえになりゆくほどと聞くからにおもひぞかくる谷の細水』

おなじ大納言、檢非違使の別当にてありけるころ、馬盗みたる者捕らへて、率て参りたるに、罪の重かりければ、重く戒めよと言ひければ、責め殺さむとしけるに、此盗人、別当の侍 男をひとりかまへて呼びよせて、かく申させ給へとて

馬にはめ野辺の草葉もなかるらむ露の命を何に宿さむ』

と言ひけるを、侍 申つぎければ、別当、さる身の程にてかく申あげむとおもひつらむ心ばへあはれなりとて許してけり、此別当は哥を好み給ふと聞きて、かくも盗人は詠めるなるべし、下の勝つなり

〔四行分空白〕

(次丁才に奥書)

本文中に惠慶は登場せず、俊実につまわる歌話となっている。前半は俊実が少将であった時、後半は檢非違使の別当であった時のことを歌語り風の筆致で描き、詳細な詞書をもつ歌集からの抜書であろうかと想像される。なお「おもひやれ」歌は『後拾遺集』雑三巻軸の上東門院中将歌と同一であるが、ここでは「女」とあり、同集詞書とは異なる詠作事情を示す点でも注目される。

以下の本稿では、和歌引用は原則として『新編国歌大観』により、他本による場合は、個別に記す。また萩谷朴『新訂増補平安朝歌合大成』(同朋舎 一九九五年)は『歌合大成』という略称により示す。

—  
当該本文が俊実の事績に見合うものであるかどうかを確認する意味合いも含め、俊実という人物の官歴を紐解くことからはじめたい。

「はじめに」にも記した通り、俊実は、永承元年生まれ、没年は元永二年で、享年七十四歳、極官は正二位権大納言。醍醐源氏で故治部卿隆俊卿一男、母は但馬守源行任女であった。同腹の姉かと推定される隆子は右大臣顕房室となり、その女賢子(一〇五七年生まれ)は白河中宮として後の堀河天皇や郁芳門院等五人を産んだ。こうした背景により、俊実は堀河天皇周辺、顕房に連なる人脈内、特に郁芳門院(媼子内親王)存命中はその院司としての活動が顕著である。

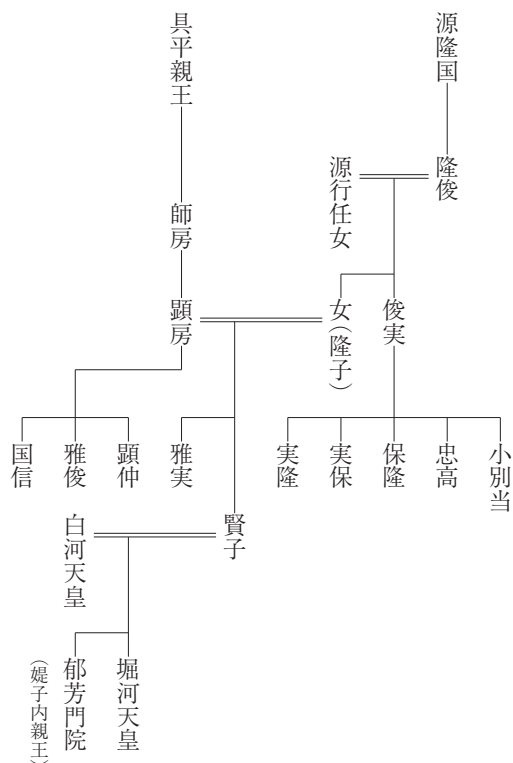
俊実は、承暦四年(一〇八〇)正月に三十五歳で正四位下参議を任じられている。同年の『公卿補任』には次のようである。

正四位下 源俊実 卅五 正月廿八日任右兵衛督如元十一月三日従三

位自左大臣堀河亭入  
御内裏賞左大臣讓

故治部卿隆俊卿一男 母但馬守源行任女

康平二正五従五下兵同三十一十六因幡權守同四十二刑部權大輔同五正  
卅遷左衛門佐同七正六従五上佐三月四日右少將同八三廿九兼美作介治曆  
三正五正五下少將同四七廿一従四下御即位延久三三二廿六従四上上東門院同  
去年御給  
六正廿八正四下父隆俊卿讓  
造八省行事賞承保二正廿八左馬頭同十二月十五補藏人頭卅  
同四正廿九讚岐權守承曆三十一遷右兵衛督同四正廿八任三木右兵衛督如元  
『尊卑分脉』、奥田著書等も参考に略系図を示すと次の通りである。



『公卿補任』の記事によればその官位は順調に昇進し、因幡權守や左衛門佐等を経て康平七年(一〇六四)三月から右少將になり、翌八年三月には美作介を兼任した。治曆三年(一〇六七)正月に「正五位下少將」とあり、その後、翌四年(一〇六八)七月には従四位下、延久三年(一〇七一)十二月には従四位上となる。承保二年(一〇七五)には正月に左馬頭、十二月正四位下藏人頭に補されるが、この年正月まで右少將であった。<sup>⑦</sup> 承暦三年(一〇七九)十月に右兵衛督に遷り、翌四年(一〇八〇)正月参議に任じられた後も右兵衛督は継続していた。

その後、永保二年(一〇八二)に播磨權守を、さらに翌三年からは大皇太后宮權大夫も兼任し、応徳三年(一〇八六)十一月には別当と記載されることから右兵衛督別当に着任したのである。そのまま翌四年十一月には正三位に叙され播磨から近江の權守となり、寛治三年(一〇八九)正月には右兵衛督から左兵衛督に転じ、翌四年(一〇九〇)には太皇太后權大夫左兵衛督別当となった。同五年(一〇九一)正月には参議から權中納言になり、同七年正月に大原野行幸行事追賞により従二位に叙されこの時、左兵衛督別当であった。『中右記』には嘉保元年(一〇九四)十一月に檢非違使別当の辞状を奉るも返付されたことが記される。嘉保二年(一〇九五)十二月には右衛門督となった。しかし翌年十月「依病辞督別当權大夫等」と見え、承徳三年(一〇九九)十二月に亡父と同じ治部卿に任じられるまでは職の記載がない。この間、『中右記』承徳元年(一〇九七)一月三十日条に權中納言大江匡房が疾のため豊受大神宮遷宮上卿を辞し、權中納言源俊実が代わりに補されたこと、また同八月二十四日条には俊実も「依病惱辞退」したことが記される。

康和二年（一一〇〇）に正二位となり、同四年（一一〇二）には中納言となった。治部卿の職は長治三年（一一〇六）十二月に権大納言に転じるまで続き、その後、職の記載なく天永二年（一一一一）正月に辞退のことが記される。以降、元永二年（一一一九）六月に七十四歳で薨するまで散位となる。権大納言を辞する際、「以男忠高申任美乃守」とあるところから、子息に後を託して引退という形をとったのであろう。以上のように、俊実は衛府において武官としての道を歩み、極官は権大納言、父と同じ治部卿も経験した。

『大日本史料』元永二年六月八日条所引『朝野群載』（神宮文庫所蔵旧林崎文庫本）七「返上給封申改給他国」の後に続けて詳細に集成される<sup>8</sup>通り、俊実は、公卿として多くの公的行事に参加し、その政治的足どりは『中右記』や『為房卿記』等の古記録からも収集することができる。特に検非違使の別当として『大日本史料』には次の記事がある。『為房卿記』寛治元年（一〇八七）五月二十九日条の「院召使を凌轢せるに依りて、皇后宮大進橘以綱を弓場に拘す、尋で、院宣を下して、其罪を赦す」という記事によれば、右兵衛督検非違使の別当であった俊実は、院司を凌轢したことで弓場に拘禁された橘以綱の赦免を伝えた。また同年六月二十一日条には「別当右兵衛督」（俊実）が「今夜被免未断軽犯囚人」『付子奏勘状』のことが記載されている。この他、寛治五年四月十八日条の『百練抄』や『十三代要略』の記事「検非違使別当源俊実、検非違使中原範政を凌轢せるに依りて、其職を停む、尋で、之を還補す」により、検非違使の別当であった俊実自身が凌轢事件を起こしたことも伝えられる。

さらに染井千佳「十世紀から十二世紀半ばにおける武官の追捕」（『お茶の水史学』第五七号 二〇一三年）によれば、『後二条師通記』寛治二年（一〇八八）六月二十日条で検非違使の別当として沙汰したことや『同』寛治六年（二〇九二）七月二十五日条で牛飼の相論を沙汰したことなどが確認できる。

政治上では『続古事談』等にも載る承暦四年（一〇八〇）閏八月の高麗との外交事件の際に反対意見を述べたことが知られる。重病の高麗王文宗の治療のため丹波雅忠の招来を願う高麗に対して、日本は書状の文言の非礼等により派遣を見送った。これは経信の発言「高麗の王、悪瘡やみてしなん、日本のためになにくるし」によったものとされるが、実際には俊実が述べた「仍不遣何事之有歟」に近いという指摘がある<sup>10</sup>。

文学作品では、『栄花物語』卷三十九「布引の滝」に承保四年（一〇七七）二月十七日源師房が薨じた時の記事にその名が見える。師房は薨去直前に太政大臣に任じられ、宣命は薨去後にもたらされたが、その勅使は藏人頭であった俊実であった。これは『扶桑略記』にも記される。

また『十訓抄』六ノ十一の顕基の逸話の中にもその名が見える。顕基は頼通との対面ののち、頼通の去り際に「俊実は不覚の者なり」と告げたとという。同話は『古事談』卷一にも見え、「不覚の者」の用例として『日本国語大辞典』にも採られるが、俊実は顕基出家の時はまだ生まれしていないという指摘や顕基子の資綱のこととする説がある<sup>11</sup>。仮に俊実であるとしても「不覚の者」とする本文の意は理解しがたい。

以上、俊実の略歴や和歌を除く文学作品に載る事績を略述した。特に官歴からは、実在の俊実が、当該本文前半の「前の大納言の少将にてあ

りける折り」、後半の「おなじ大納言、検非違使の別当にてありけるこ  
ろ」という表現に該当する官職に任じられていたことが認められる。

それぞれの時期を考えてみたい。「少将」であったのは康平七年三月  
以降左馬頭に転じるまで、一〇六四年三月から一〇七五年正月までのこ  
ととなる。一方、「検非違使の別当」は、一〇八六年十一月から一〇  
九六年十月までの十年ほどの間のこととなる。当該本文の前半は二〇代  
から三〇代にかけて、後半は四〇代から五〇代にかけてのことを述べた  
もの、という大まかな年齢的枠取りが明らかになった。また当該本文で  
用いられる「前の大納言」という呼称より、その執筆時期が、俊実が権  
大納言を辞した一一一年正月を遡ることはないことも指摘できる。<sup>12)</sup>

## 二

続いて「哥を好み給ふ」とされる俊実の和歌事績を集成する。

俊実の和歌は勅撰集に三首入集し、『後拾遺集』哀傷の詞書にその名  
が見える。また歌合への参加も認められる。<sup>13)</sup> 順次、確認していきま

まず詞書にその名が含まれる『後拾遺集』哀傷の一首を示すと次の通  
りである。

右兵衛督俊実におくれてなげき侍けることぶらひにつか  
はしける  
右大臣北方

五五四いかばかりさびしがるらんこがらしのふきにしやどの秋のゆふぐれ  
右大臣は源頭房のことを指す。顕仲、国信の父で『今鏡』に「歌よみ」  
と記され、歌合主催者、判者としても知られる。その北の方は前節の系  
図に示したように俊実の姉であった。子を失った俊実の心中を肉親とし

て思い遣るこの和歌が詠じられた時期は、右兵衛督となった承暦三年十  
月以降『後拾遺集』成立までの時期となる。<sup>14)</sup>

さて以下では俊実自身の詠作について確認していく。

『金葉集』二奏本賀部には次の一首がある。

堀河院御時中宮はじめてわたりおはします時、松契遯年とい  
へる事をよめる  
大納言俊実

三〇七みづのおもにまつのしづえのひちぬればちとせはいけのころな  
りけり

同集初度本では四四二「堀川院御時、中宮遷御堀川院に時、松契遯年  
といへる事をよめる 大納言俊実」、第三句「いりぬれば」、同集三度本  
では三一二「堀河院御時中宮堀河院つくりてはじめてわたらせたまひ  
て、松契遯年といへることをつかうまつれる 権中納言俊実」とある。  
同歌は『和歌一字抄』下に、「契」八四一「俊実卿」、「作」八四七「俊  
実朝臣」として次の本文で重出する（八四一は第三句「みちぬれば」）。

松契遯年

水の面に松のしづえのひちぬれば千年は池の心なりけり

和歌が詠じられたのは、『中右記』に見える長治元年（一一〇四）四  
月二十四日中宮御所堀河殿和歌管絃御会の時かと想定され、『顕季集』  
『散木奇歌集』に同時詠がある。<sup>15)</sup>

また『千載集』春下には

山花落花といへる心をよみ侍りける 前大納言俊実

一〇一花のみなちりてののちぞ山ざとのはらはぬ庭はみるべかりける  
が入集する。当時の呼称は詠者名表記によれば「前大納言俊実」である。

『新勅撰集』恋二には、康和四年（一一〇二）閏五月二日、七日堀河院艶書合（『歌合大成』二四四）での次の贈答が採歌される。

堀河院、女房の艶書をめしけるに、よみ侍りける

堀河院中宮上総

七三六つらしともいさやいかがいはしみづあふせまだきにたゆる心は

返し 前大納言俊実

七三七世世ふともたえじとぞおもふ神がきやいはねをくぐる水の心は

まだ十分に逢っていないと思つている間に絶えた男への恋心を詠む上総歌に対し、俊実は、時代を経ても絶えない石清水の神垣の岩根の下を潜る水のように絶えることなき心を返歌にこめる。<sup>16)</sup>

同歌合は歌会的形式で行われた特殊な催しで、各日ともに十番二十首、二日の読人は男方が、藤原公実、源国信、藤原忠教、源俊頼等七名、女方は周防内侍、郁芳門院大進等十名で、七日には男方に三名が加わっている。男方の作者名については、官位順配列であるにもかかわらず、史実としての官職とは齟齬が生じているという指摘が『歌合大成』によってなされている。

俊実の作について見ると、右の『新勅撰集』入集歌が二四番歌で作者名は「刑部卿」とある。これは初出時の一三「刑部卿俊実」を承けたもので、以下「刑部卿」という作者名表記は三四、四三にも見える。通常であればこれら四首が俊実作と考えられるが、『歌合大成』は、二四は「治部卿」の誤りで俊実作、その他の三首は「当時正四位上刑部卿であった顕仲」作であると指摘する。<sup>17)</sup>同歌合における俊実の出詠歌の認定には問題が残るが、堀河院周辺で和歌行事に参加する公卿の一人として俊実

がおり、また同歌合出詠歌一首が『新勅撰集』に撰歌されたことは間違いない。

他の歌合に目を向けると、堀河院艶書合以前の催しである次の二歌合への参加が認められる。

寛治七年（一〇九三）五月五日郁芳門院根合（『歌合大成』二二三）には公卿方人として列した。以下、『歌合大成』を参照しつつ述べる。

郁芳門院（媼子内親王）は白河上皇の第一皇女で堀河天皇の准母でもあったことから、堀河朝の廷臣や内親王時代及び女院宣下後の家司、宮司、院司らが参加した晴儀の歌合であった。菖蒲、郭公、五月雨、祝、恋の五題、各題二番、計十番、二十首という規模で、歌人は、雅俊、匡房、通俊、顕季、堀河、安芸、摂津、周防内侍等。『袋草紙』は判者源顕房、題者大江匡房、撰者は左が通俊、右が匡房であったことを記す。類聚歌合二十巻本の断簡八葉（模写切を含む）十九首分が現存する他、左の方人で講師であった宗忠による『中右記』（進献記録抄纂卷十所収、『大日本史料』三ノ二による）や『袋草紙』、同書が引用する『江記』逸文の記載が伝わる。各書の記載と出詠歌の他集入集状況及びその詞書を照応すると、作者名が異なる場合があり、代作歌が相当数含まれ、作者名の表示に混乱が生じていることがわかる。

俊実の作について検討したい。二十巻本断簡の五番、顕季の左歌（『続後撰集』入集）に番わされた右歌一八「思ひあまりさてもやしはし慰むとただなほざりに頼めやはせぬ」の作者名に「俊実」「小別当」の名が並記される。小別当は、『中右記』が列記する女房方人の右方の一人で、「是院中之榮華也」とされる上臈女房に含まれる。「小別当左兵衛督俊実女」と



記されることから俊実の女であろう。同歌は、『和歌童蒙抄』に「右方小別当詠実右大臣作也」とあり、『袋草紙』は作者名として「右大臣」と記し、『新後拾遺集』恋二・一〇八五は詞書「郁芳門院根合に、恋の心を人にかはりてよみ侍りける」、作者名「六条右大臣」とし、右大臣顕房の作として伝わっている<sup>(18)</sup>。

二十卷本断簡の作者名表記だけを見ると、一八「思ひあまり」歌は俊実が女である小別当の代作をしたことを示すものとも考えられるが、他三首（一〇・一三・一四）と合わせ計四首を源顕房の代作とする花上和広氏の見解に従うべきであろう<sup>(19)</sup>。ただし、俊実は同歌合に出詠しなかったわけではない。『袋草紙』撰者故実は、『江記』逸文に五月雨題詠に同心病ゆえに採られなかった俊実の秀歌があったことを記す。

寛治根合は、右の撰者は匡房卿なり。件の記に云はく、「大理俊実の歌の中、五月雨の歌頗る宜し。ただ、「水狎れ棹」「水益さる」等は、もし病となるか。仍りてこれを入れず。<sup>(20)</sup>

「大理」は檢非違使の別当の唐名である。俊実は「水狎れ棹」と「水益さる」という「水」を含む二語を用いた一首を詠じたが、惜しくも選に漏れた。

また俊実は、嘉保二年（一〇九五）八月二十八日鳥羽殿前裁合（『歌合大成』二三〇）にも参加している。これは白河上皇が鳥羽殿において鍾愛の皇女媞子内親王のために催した前裁合に付随して開催されたもので、その次第は『中右記』に詳しく『袋草紙』や『古今著聞集』にも記事がある。判者は左大臣俊房、歌人は女院大式、女院安芸、宗通、家道、公実、顕季、行宗、匡房、顕綱等で、歌題は萩、女郎花、薄、萩、菊の

五題各二番計十番であった。その和歌は廿卷本類聚歌合卷五を原本とする断簡七葉に記される十六首が知られる。

右方俊実の和歌は薄題で顕季歌と番わされ負となつていて一首のみが伝わる。

六番 左かつ

修理大夫顕季

九秋風になびく薄と知りながらいくたび野べに立ちとまらむ

右

左兵衛督俊実

一〇旅人のゆきかふ小野の花薄いかなるかたになびくなるらむ

さらに内裏、仙洞とかかわらない催事への参加で確認できるのは、橋本不美男『院政期の歌壇史研究―堀河院歌壇を形成した人々―』（武蔵野書院 一九六六年）が指摘する長治元年（一一〇四）五月二十六日開催の左近権中将俊忠朝臣家歌合（『歌合大成』二四九）への出詠である。

堀河天皇内裏歌会参加者であった俊忠（延久五年（一〇七三）―保安四年（一一二三））は堀河院艶書合にも出詠する。俊実は俊忠より三十歳近く年長であるが、同時期に堀河天皇歌壇に連なつたことがわかる。同歌合は夏の八題と祝、恋各一題から成り、判者は源俊頼であった。顕綱、俊頼、仲実、基俊らが出詠し、『金葉集』『詞花集』『千載集』に十一首入集する。俊実の名は明記されず、『歌合大成』にも指摘がないが、当時の治部卿は俊実であり、「治部卿」とある九番左歌が俊実の作である。なお、この番いのみ判詞がない。

九番 照射 左

治部卿

一七ともしするおのがひかりはなになれやほぐしにひとりかくれがほなる

右かつ

讃岐入道（顕綱）

一八さみやみしげきは山にたつしかもとしにのみやひとにしらるる

以上、俊実は武官としてその官途を歩むが、一方で和歌を詠むことが宮廷生活の一部であった当時の公卿らしく和歌も詠じた。古記録では個別の列座詠進の有無までは不明なこともあり、またそもそも当座の内々の和歌御会等は記録が残っていないため、ここに掲げたものがそのすべてではない。顕房の一族として堀河天皇近臣という立場にあった俊実は、多作ではないものの、俊頼や顕季、俊忠らの活躍した時代に、彼らとともに和歌の座に列し、「和歌を好む」とされるに足る人物であった。

### 三

さて、本節以降は当該本文を前半と後半に二分し、考証していきたい。

前半は、「おもひやれ」歌と「たえだえに」歌の一組の贈答歌から成る。「たえだえに」歌は、前節に集成した俊実作の和歌に加えるべき一首である。「おもひやれ」歌は前述の通り『後拾遺集』雑三巻軸歌で、その作者は上東門院中将（生没年未詳）である。詞書とともに左に記す。

長楽寺にすみはべりけるころ人のなにごとかといひてはべ

りければつかはしける

上東門院中将

一〇四〇おもひやれとふ人もなき山ざとのかけひのみづのころほそさを

上東門院中将については、顕昭『後拾遺抄注』（三四四歌注）に「上東門院中将トイフハ道雅三位のムスメナリ長楽寺ニテヨメル歌也ソノ所ニテ詠歌此集三首イレリ此人ヲハ長楽寺中将トナムイヒケル」、『後拾遺集』陽明文庫本勅物に「道雅卿女、母山城守正五位下宣孝女。同院女房。号小将尼」とあり、『中古三十六人歌仙伝』にも記載がある。これらよ

り「長楽寺中将」「少将尼」と称したとされる。その人物考証に、井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』（笠間書院 一九八八年）第一章二「左京大夫道雅」、千葉義孝『後拾遺時代歌人の研究』（勉誠社 平成三年）がある。『采花物語』「殿上の花見」の長元四年（一〇三二）の上東門院の石清水、住吉詣でに名を連ね、永承六年（一〇五二）六条齋院歌合に見える道雅三位女は同一人物かともされるが、『家経集』から想定される年齢とは齟齬することを千葉氏が指摘している。道雅の生年は正暦三年（九九二）で、その女とすれば俊実よりは年長であろうが詳細は不明である。

上東門院中将の和歌は『後拾遺集』に五首入るが五首中四首の詞書に東山長楽寺に住まう者であることが記される。上東門院中将歌の詞書は、長楽寺に隠棲する尼の作として撰集時に統一的に記されたものであろう。特に当該歌と和歌、詞書中に類似する表現をもつ春上の次の一首は、『経衡集』にも入ることから議論がある。<sup>21</sup>

長楽寺にすみはべりけるころ二月ばかりに人のもといひつか

はしける

上東門院中将

六六おもひやれかすみこめたる山ざとのはなまつほどのはるのつれづれ  
また藤原範兼による『後六々撰』には、「上東門院中将三首」として、『後拾遺集』秋下三四四に詞書「長楽寺にすみはべりけるころ人のもとよりこのごろなにごとかとひてはべりければよめる」で入る一首を含む次の三首が入る。

上東門院中将三首

一二八思ひやれ霞こめたる山里の花まつほどの春のつれづれ（『後拾遺

集「春上 六六」

一二九此頃は木木のごずゑも紅葉して鹿こそはなけ秋の山ざと（同集秋

下 三四四）

一三〇おもひやれとふ人もなきやま里のかけひの水の心ほそさを（同集

雑三 一〇四〇）

藤本一恵『後拾遺和歌集全釈』下巻（風間書房 一九九三年）は『後拾

遺集』秋下三四四項で「これと連作のようにも思われるが、撰者は、一

〇四一番（当該歌のこと：稿者注）を無季とみて、「雑」に入れたのであろうか」と指摘する。

当該本文は『後拾遺集』とは異なる詠作事情を伝えるものとして注目される。忘れられた女がかつての恋人である少将に送った和歌は、「文違へ」によって意図した相手ではなく間違えて俊実に届いてしまったのである。「ふみたがへ」は『古今和歌六帖』第五帖の標目にもあるように、道を間違える「踏み違ふ」の意でも用いられるが、「踏み違ふ」を掛詞にしつつ次のように恋文の誤配を指す例がある。『定頼集』には

ある人のもとにやれるふみを、とりたがへて、かれにし人のも

とにやりたりければ、かへりおこせたりしに

一三三すられぬしたの心やしるべにて君が宿にはふみたがへけん

とあり、『伊勢大輔集』には

むすめのもとにくる人の、ほかにやりけるふみをもてたがひ

たりしに、そへてやりし

一五〇などで人うきたるくものかけはしにふみたがふなどをしへざりけん

また『経衡集』には

ときどきものなどいふひとに、ひさしうおとせでふみやりたるに、ここにはよもあらじとてかへしたりければ

一五三いにしへもこえみてしかばあふさかはふみたがふべきやまのみち

かは

とある。

「艶なる紙にをかしげなる手にて」書かれた和歌を受け取った少将俊実は、考えを巡らせても送り手に心当たりはなかった。が、当て推量で「あの男と途絶えがちになりつつあると聞くので、谷の細い水を流すように私が思いをかけることです」と「女」に詠みかけた。「ただにあらむやはとて」という挿入句が、機をとらえて女に和歌を詠みかけることができる俊実像を創出する。思いも寄らぬ相手である俊実からの返歌を受け取った女は、「文違へ」という想定外の出来事が起こったことに気づくが、懸想するかのような詠みぶりでそのことを知らせた俊実の和歌に決して悪い気はしなかつたであろう。なお、該当する時期に少将に任じられた者は多くおり、女の真の恋の相手の少将を特定することは難しい。

本来の詠作事情がかつて親しい関係にあった特定の少将へ贈ったものであったとすると、恋歌が、「長楽寺の尼」らしい無常を詠む述懐歌として『後拾遺集』雑三末尾に配されたと考えられよう。

当該本文によれば「おもひやれ」歌は特定人物を念頭に置いて詠まれた恋歌である。しかし、『後拾遺集』では恋歌ではなく雑歌として配され、安否を尋ねる人に対して長楽寺に住まう上東門院中将が山里での心細い想いを返した和歌として読解される。直前の一〇三九歌が律師朝範

の山籠もりの生活の厳しさを内包する歌であるところからも、出家者として生きる者の心情を詠む和歌を配列したものと解するべきであろう。

実川恵子氏は「無常」の歌を収集し、特に後半に「出家や隠棲などを題材にした歌が中心に集め」られた雑三の巻軸歌である当該歌に対して「訪ねる人もいない山里に住む作者の頼りない心ばそさを、笈の上に流れる水の音に託して詠じた歌で、詞書に記されたように長樂寺の近辺の山里のわびしげな情景と、作者のやるせない心情を一首中に盛り込んでいる」と述べる<sup>(22)</sup>。断定はできないが、「無常」を主題とする歌をわざわざ恋歌として歌語りを創作する作為より、本来、恋歌であったものが、上東門院中将歌の詞書を統一的に整える『後拾遺集』撰集作業過程で本来の詠作事情と切り離され雑歌として配された、と考える方が自然であると思われる。とすれば、別の女が、後に『後拾遺集』に入集した上東門院中将歌を用いて「ある少将」に文を遣わしたと考えるより、当該本文「おもひやれ」歌の作者である「女」は上東門院中将であったと考える<sup>(23)</sup>。

さて『詞花集』恋下にはこの上東門院中将歌によるかと指摘される<sup>(24)</sup>。をこのたえだえになりけるころ、いかごととひたる人の返事をよめる 高階章行朝臣女

二五八おもひやれかけひのみづのたえだえになりゆくほどのころほそさを

がある。上東門院中将歌を「本とし、山里の寂しさを恋人の訪れが稀な恋の思いに転じた<sup>(24)</sup>」ともされる。これらの指摘は顕昭『詞花集注』に「同心歎<sup>(25)</sup>」とあることに基づくのであろう。なお、同歌は『後葉集』三

九一にも詞書「をこのたえだえになりけるころ、いかごととひたる人のかへりごと」に、「作者「高階あきゆき娘」で採られる。

高階章行朝臣女の和歌は『後拾遺集』『詞花集』に各一首入集し、『後拾遺集』恋二・六九二の詞書には「兼仲朝臣の住み侍りける時、忍びたる人かずかずに逢ふことかたく侍りければよめる」とある。兼仲は従四位下相模守、藤原兼房男で、応徳二年（一〇八五）五月二十一日卒であり、二五八歌の「をこの」が兼仲であるならばこれが二人の関係の下限にはなる。

『後拾遺集』ではなく、贈答歌である当該本文によって上東門院中将歌を解釈する立場で章行女歌と見比べると、ともに男の訪れが途絶えがちな状況の中で詠じられ、章行女歌は俊実歌の初二句をも含んでいることがわかる。顕昭の「同心歎」という指摘は、上東門院中将歌が元は恋歌であったという理解によっていたのかとも思える。『詞花集』撰者の時代から顕昭の活躍したころ、すなわち一一〇〇年代後半には、当該本文の伝えるように上東門院中将歌を訪れの絶えた男に対して送った恋歌、とする歌語りが流通していたのかもしれない。両者の違いは、上東門院中将は忘れられた状況を詠んだ歌を恋愛相手の男に送り（実際は誤配）、男の来訪が途絶えがちになった章行女は自身の状況を詠んだ歌を様子を尋ねてきた第三者に送ったという点にある。章行女は『後拾遺集』詞書の示す山里の寂しさを詠じた上東門院中将歌を恋の思いに転じたのではなく、上東門院中将歌を恋の歌と知り当該本文の歌がたりの状況そのものを踏まえて自身の心を詠じたと考えられるのではないだろうか。

なお、長楽寺に実際に寛があつたらしいことは本間洋一氏が経信の漢詩表現から指摘する<sup>(26)</sup>。実景を詠じた和歌とすれば当該歌の詠まれた場所は長楽寺と特定されるべきかもしれない。しかし「かけひの水」を心細さと結び付けて詠むことは、『堀河集』の

ありあけ

三一山ざとのかけひの水にかけみえてころほそきは有あけの月や『為信集』<sup>(27)</sup>の

山家夕恋

二七七おもへただかけひの水のおとづれもまたぬ夕の心ほそさをも見えるように、特定の場所と強く結びつくことはなく、山里や山家を表すものとして詠み込まれた。後には「正治初度百首」山家題の五九〇柴の戸に心ほそくもりくるはかけひの水と月日なりけり（通親）  
八九〇かくてすむ心ほそさを人とはばかけひの水の音をこたへむ（隆房）  
等に引き継がれていく。

#### 四

続いて後半の馬盗人が主役となる歌徳説話について考察する。この出来事は俊実が検非違使の別当であつた期間となるが、既述の通り、詳細な時節の特定は難しい。

平安時代、馬が盗まれることは実際にしばしば起こつた。前出染井論文は『小右記』寛仁二年（一〇一八）三月十六日条の藤原公季の厩から

馬を盗まれる事件や、『左経記』長元四年（一〇三一）十月二十五日条の藤原頼通が前駈の馬を奪われた事件等の例を指摘する。この他、『中右記』永久二年（一一一四）二月十三日条には「馬盜給左右獄了、又疑者暫可令候之由仰了」という記事もある。説話においては『今昔物語集』卷二十五第十二話の馬盗人の話が著名であるし、同作品の卷十三第二十二話には盗まれた馬を借りたがために盗人とされるが普賢菩薩の靈験により救われる僧の話もある。

これら盗人に対しした検非違使の働きについて確認しておく。検非違使の別当であつた藤原宗忠の日記『中右記』等、多数の古記録から追補記録を集成し論じる前出染井論文は、衛門府を兼任する検非違使官人の活躍等を示し、「検非違使庁（或いは別当宅）に被害者・加害者を呼び出して訊問し」「承伏すると量刑が確定する」ことや「検非違使が連行されてくる犯人を受け取ることも多」かつたこと、検非違使の別当宅で盗人の拘禁、取り調べが行われたこと等を明らかにする。当該本文では別当が盗人を捕縛し処刑しようとするが、これは検非違使の日常職務の一齣を記したものとなる。俊実の実務例については「一」に既述の通りである。

さて、当時、牛は牛車を牽く動物として、馬は都を警護する武官が騎乗する動物として、都人に身近なものであつた。これらを詠む和歌は、例えば『古今和歌六帖』第二に次のように載る。

うし

一四二三わがのりしことをうしとやおもひけん草葉にかかる露のいのちを  
一四二四あしひきの山とことひのうしなればおもしろくこそけふはひき

けれ

むま

かさのかなむら

- 一四二五しはつ山いはさかばかりわれのれるむまぞつまく家こひぬらし  
一四二六君こふといぬぬあさけにたがのれる駒のあしおとわれにきかすな  
一四二七ませごしにむぎはむこまのはるばるにおよばぬ恋もわれはする  
かな

一四二八わがこまのあしがきはやき雲井にもかくれゆくともまたんわぎ  
もこ

このうち、特に注目したいのは一四二三歌である。同歌には当該本文中で盗人が用いた「草葉」「露の命」という表現が含まれる。

同歌は『後撰集』入集歌で、雑二に次のようにある。

人の牛をかりて侍りけるに、しに侍りければ、いひつかはしける  
閑院のご

一一三〇わがのりし事をうしとやきえにけん草ばにかかる露の命は  
また下句に小異を含む形で『大和物語』一〇九段に短い章段として見える。

同じ女、おほきが牛を借りて、又のちに借りたりければ、「たてまつりたりし牛は死にき」といひたりける返事に

わが乗りしことをうしとや消えにけむ草にかかれる露の命は

「同じ女」は前段一〇八段の南院の今君（源宗于女）を指し、「おほき」は『勅撰作者部類』が「巨城」とする「源巨城」のことかとされる。牛の貸し借りを巡るやりとりで、詠作主体である女が、自分が乗ったことを辛く思つて牛は死んだのであろうかと詠む。命のはかなさを草の露に

例えるが、その草を食べることによって牛は生きており、草は命そのものを支える糧でもあった。

重罪ゆえ「責め殺さ」れることになった「馬盗みたる者」の詠んだ歌はこの歌を発想源としたものである。馬盗人は、裁かれる自身の命を詠んだ和歌を俊実の耳に入れることで命乞いはかるうとしたのである。「馬にはめ」歌の歌意は「馬に喰わせて野のあたりの草葉もないらしい。わたしは露のようにはかない命を一体なにに宿そう」となる。

草葉にかかる露に命を比喻する和歌は多く、『檜垣嬭集』の二二二かれぬべきくさのすゑともしらずしてつゆのいのちをなにかかけむや『高光集』の

三四たのむよか月のねずみのさわぐまのくさばにかかるつゆのいのちはの他、『俊頼髓脳』にも

二一七露のいのち草のはにこそかかれるを月のねずみのあわたしきかなの例があり、発想は新奇さを欠くが、埋葬地の意もある「野辺」には、いよいよ命の際が近づいている切迫した感じがこめられる。「はめ」は下二段活用「はむ」と解される。用例は少ないが、『伊勢物語』第十四段「夜も明けばきつにはめなでくたかけのまだきに鳴きてせなをやりつる」に見える。この「きつ」を「狐」と解する説によれば、同語は食べさせるの意となる。<sup>28</sup> 馬を盗んだ罪ゆえ厳罰に処せられる自分は、一縷の望みを託すべき草葉が馬に飼葉として与えられていてその露命のよるべがないと歌で訴えたのである。生きることへの執着の念が形となったこの一首を、盗人は侍男を「かまへて呼びよせて」別当に奉らせた。

盗人の策略通り、俊実は、盗人でありながら巧みな一首を詠じた歌才、

和歌によって助命を嘆願する心を評価し、盗人を「許し」たのである。「此別当」以下は、和歌を好む別当相手に一策を講じた「げ」、すなわち自分の低い者、下臈の策略が実った、という語り手の感想である。命を長らえた安堵感よりも「してやったり」という思いに溢れる盗人の姿が浮かぶ、秀逸な終局である。

## おわりに

以上、本稿では源俊実にかかわる和歌事績を集成し、『惠慶集』の一本に僅かに残された断章の考証を試み、うち『後拾遺集』入集歌である一首については記される詠作事情の違いと周辺の問題について言及した。

歌語りは事実とは異なるが、語られる人物のある一面を伝える。俊実は右大臣顕房近くに位置する公卿として、時に歌作の場に連なり和歌を詠じた。伝存する和歌は少なく後代に優れた歌人として名を残すことはなかったが、当時、和歌の優劣を判じような場からは遠いところにあった庶民、「盗人」が「和歌を好み給ふ」検非違使ととらえ得る人物であったことは首肯されよう。

なお、当該の一三行分が最初に『惠慶集』末尾に書き留められた事情は竄入であろうが、詳細は不明である上、元が断簡だったのか、書物だったのか等の書誌的事項も定かではない。その内容から、詳細な詠作事情を歌語りに詞書に記す私撰集の一節であったかと思量するに留める。

## 注

- (1) 拙稿「岩崎美隆旧蔵私家集の検討―関西大学岩崎美隆文庫本『惠慶集』を起点として―」(関西大学 国文学 第一〇四号 二〇二〇年三月)。
- (2) 川村兎生・松本真奈美『惠慶集注釈』(貴重本刊行会 二〇〇六年)。百首の末尾部分は『兼輔集』の一系統に混入しており、早い段階で本文の乱れが発生していたことも考えられる。
- (3) 当該部分と奥書が一続きで、別書から『惠慶集』末尾に付載された、という推論も可能なものかもしれない。
- (4) 『惠慶集 本文と研究』『私家集大成』掲載本文では「つ」とあるが、本文実見により「す」と改めた。
- (5) 『惠慶集 本文と研究』掲載本文には「む」なし。
- (6) 奥田久輝『新古今集作者考』(和泉書院 一九九六年。初出は「右府顕房と北ノ方隆子―新古今集作者考」『園田国文』第一七号 一九九六年三月)による。以下の本稿では奥田著書と称する。
- (7) 市川久編『近衛府補任』一(八木書店 一九九二年)参照。
- (8) なお記事には不審、不明な点も幾つかある。例えば、寛治八年八月十五日条に「前関白藤原師実ノ高陽院歌合ニ参ルコト」とあるが、これは同日開催の鳥羽殿管絃和歌御会のことを指すか。ただし双方の催事の記録等には俊実の名は明示されない。また嘉承二年十二月十六日条に「姉ノ仮服ノ為メ出仕セザルニ依リ、早ク除服スベキヲ藏人頭為房ヨリ仰セ下サル、コト」とある。姉は隆子には該当しない。
- (9) 『十訓抄』『古今著聞集』『発心集』にも載る。
- (10) 小峯和明『院政期文学論』(笠間書院 二〇〇六年。初出は「大江匡房の高麗返艸―述作と自讃」『中世文学研究』第七号 一九八一年八月)、田島公「海外との交渉」(橋本義彦編『古文書の語る日本史2平安』筑摩書房 一九九一年)、新日本古典文学大系『古事談 続古事談』(岩波書店 二〇〇五年)参照。
- (11) 新編日本古典文学全集『十訓抄』(小学館 一九九九年)、新日本古典文学大系『古事談 続古事談』(岩波書店 二〇〇五年)等。

- (12) 次節で述べる通り、この呼称は『金葉集』では用いられず『千載集』『新勅撰集』で使用されていることも参考になる。
- (13) 花上和広「源顕房の詠歌―集成と考証―」(『総研大文化科学研究』第一六号 二〇二〇年三月) 掲載の顕房とほぼ同時代の内大臣以上の公卿十二名の『後拾遺集』以降の勅撰集入集歌数状況表によれば、上位者は、頼宗四十首、頼通・師実十六首、顕房十四首で他は十首に満たない。表中に含まれない俊実は三首で歌数は多くはないが、上位者が突出し五首以下は六名という状況の中にあつては特に少ないとも言えまい。
- (14) 奥田著書は、齋宮となった郁芳門院を訪れた伊勢滞在の時期や賢子が崩じた応徳元年以降は考えられないとする。
- (15) 橋本不美男『院政期の歌壇史研究―堀河院歌壇を形成した人々―』(武蔵野書院 一九六六年) 参照。なお新日本古典文学大系『詞花和歌集 金葉和歌集』(岩波書店 一九八九年) 八六頁脚注は『惠慶集』の「たれとかは池のこころもおもふらむそこに宿れる松のちとせを」を参考歌として挙げ、惠慶歌との発想の類似を指摘する。
- (16) 日本古典文学大系『歌合集』(岩波書店 一九六五年) は「神垣の石の根元をくぐって流れる岩清水の代々に絶えないように、夜毎に垣をくぐって通う私の心は、幾夜経っても絶えることは決してありませんよ」、和歌文学大系『新勅撰和歌集』(明治書院 二〇〇五年) は「世々を経るとしても絶えるまいと思うよ。石清水の神垣の盤石の岩根の下を潜る水のように、表に見えるなくとも変わらずにあなたを思い続ける私の心は」と解釈する。
- (17) 前出注(16) 同『歌合集』は一三に「刑部卿顯仲力」、二四に「治部卿俊実力」と注記するが、三四、四三には注記がない。
- (18) 『和歌童蒙抄』『袋草紙』『新後拾遺集』の初句はいずれも「思ひかね」。
- (19) 前出注(13) 同論文参照。奥田著書は一八以外の三首を顕房代作歌とする。
- (20) 新日本古典文学大系『袋草紙』(岩波書店 一九九五年) 一九七頁より引用。
- (21) 例えば、川村晃生校注『和泉古典叢書5 後拾遺和歌集』(和泉書院 一九九一年) の同歌補注は「経衡集は、詞書、作者名を持たず、竄入か(藤本注)。上野氏は、作者名の誤脱とも考えられるが、後拾遺集の資料を他に求

- めるべきかとされる。決し難い」とする。
- (22) 『後拾遺和歌集 新風と「をかしき風林」』(武蔵野書院 二〇二〇年) 一九頁より引用。
- (23) 新日本古典文学大系『詞花和歌集 金葉和歌集』(岩波書店 一九八九年) 二九八頁脚注等参照。
- (24) 和歌文学大系『金葉和歌集・詞花和歌集』(明治書院 二〇〇六年) 一九九頁脚注より引用。ただし、上東門院中将と高階章行朝臣女はいずれも生没年未詳であり、上東門院中将歌の影響を受けて高階章行朝臣女が詠じたと年次の上では断定できない。
- (25) 松野陽一校注『和泉古典叢書7 詞花和歌集』(和泉書院 一九八八年)。
- (26) 『院政期の漢詩世界序説(三)―漢詩と和歌と―』(『北陸古典研究』第二六号 二〇一一年十一月) 参照。
- (27) 同集の成立時期については諸説ある。瓦井裕子『王朝和歌史の中の源氏物語』(和泉書院 二〇二〇年) 初出は『為信集』成立年代の再検討(『中古文学』第一〇四号 二〇一九年十一月) 等参照。
- (28) 『伊勢物語』注釈書類の示す古注には「はめなでとはくはせんとなり」(『書陵部本和歌知願集』)、「くわせばやといふなり」(『冷泉家流伊勢物語抄』)、「はめは食の字也」(『伊勢物語愚見抄』)、「夜モアケバ、狐ニクハセント云リ」(『惟清抄』) 等とある。また『名語記』卷六「キツ」項には「夜モアケハキツネニクハセトイヘルスチニテハ狐也」とある。

#### 【付記】

本稿は二〇二一年度神戸女学院大学研究所研究助成による研究成果の一部である。関西大学図書館には資料閲覧の機会をいただき、本文掲載もお許しいただいた。特に記して御礼申し上げる。

(原稿受理日 二〇二一年九月四日)